

審査会回答第19号
平成21年12月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年5月30日付け総第357号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第19号

平成20年5月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月21日付け総第115号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 理由

- (1) 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「千葉県知事宛（市分）のH20、3、18付受付1249番の行政文書開示請求書に記載した内容と同じ」というものである。
- (2) 実施機関は、本件請求書の内容からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月11日付け総第61号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年4月16日付けで回答書（以下「本件回答書」という。）が送付された。
- (3) 本件回答書に記載された内容は「(以下の補足説明を追加する。) 1、H20、3、18受付1249番の行政文書開示請求書（A4×2枚）を添付します。2、H11の地方債の繰上償還の財源のための違法な起債についてH13地方課か市町村課の課長補佐か副課長だった村石総務課長の指示に従って下さい（モミ消シはできません。）。3、以下のH20、3、26付異議申立書を添付資料として追加する。」というものであり、平成20年3月18日付け行政文書開示請求書及び平成20年3月26日付け異議申立書が添付されていた。

本件回答書に添付されていた平成20年3月18日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町が粉飾決算して勝山小学校を建て替えていることに関する一切の書類（詳細の補足説明を別紙に記載：別紙「粉飾決算して勝山小学校を建て替え（A4×1枚）添付）」というものであり、別紙として「粉飾決算して勝山小学校を建て替え」と題する文書が添付されていた。

実施機関は、本件回答書及びその添付書類には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

- (4) 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書並びに本件回答書及びその添付書類を確認したところ、本件請求は、鋸南町が粉飾決算しているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書及びその添付書類によっても、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。
- (5) したがって、本件処分は妥当である。